

令和 8 年 5 月定例教育委員会会議録

日 時 令和 8 年 5 月 11 日 (月) 午後 1 時 30 分から  
場 所 市役所南別館 3 階 教育委員会室

**出席者**

教育委員：児玉教育長、赤松委員、岡村委員、中原委員、高木委員

説明者：野崎教育部長、清水教育政策課長、竹之内学校教育課長、湯田生涯学習課長、栗山文化財課副課長、田之上都城島津邸館長

事務局：山崎教育政策課副課長、豊増教育政策課副主幹、大田教育政策課主査

**1. 開会**

教育長は、令和 8 年 5 月の定例教育委員会の開催を宣言した。

併せて、委員会終了時刻は午後 3 時半頃を予定している旨が説明された。

**2. 市民憲章朗読**

**3. 前会議録の承認**

前回の定例教育委員会において確認された令和 8 年 1 月および 2 月の定例教育委員会の議事録について、会議録署名が求められた。

**4. 会議録署名委員の指名**

都城市教育委員会会議等に関する規則第 15 条の規定に基づき、中原委員及び高木委員が本日の会議録署名委員に指名された。

**5. 教育長報告**

**5.1 議事の一部非公開について**

教育長から、教育長報告の中の虐待に関する案件について、児童生徒の個人情報保護の観点から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項に基づき、会議を非公開とすることが提案され、異議なく承認された。

**5.2 4 月の子どもたちの頑張り（4 月の報道から）について**

教育長から、4 月の報道について、特にあやめ野中学校に関する記事が各社で取り上げられたことが報告された。あやめ野中学校では、3 人のチーム担任制及び 3 日で学年を交代するローテーション制を採用し、全職員が生徒と関わる全員担任制を実施している。朝の帯タイムでは担任が変わった日に読み聞かせを行い、各スタッフの個性が表れた興味深い取組となっていることや、5 月初めから南九州大学の学生ボランティアが授業に参加していることも報告された。

五十市中学校では台湾の安興国小学校や関西国中学校等の児童生徒との国際交流が行われ、吹奏楽部による音楽披露、英語の授業でのけん玉やボール遊び、都城島津邸での着付け体験などが実施された。

山之口小学校では、地域の宝を守るヒーローとして「ヤゴロウ（弥五郎）ジャーとジョウルリ（浄瑠璃）ジャー」による交通安全の催しが行われた。麓小学校では新 1 年生が仲間入りし、ジョウルリ（浄瑠璃）ジャーが見守る中、お兄さんやお姉さんと一緒に登校する様子が紹介された。

### 5.3 4 月着任式について

4 月着任式における教育長講話について、全 174 名の感想文を生成 AI で分析した結果が報告された。良かった点として、具体性と説得力、独自の視点と洞察、論理構成の良さ、共感性の高さ、表現の豊かさが挙げられた。一方、改善点として一部の冗長性、視点の偏り、視覚的レイアウトの課題が指摘された。好意的な感想の割合は 85%であったと分析されていることが報告された。

### 5.4 教頭会での講話内容について

4 月 23 日に実施された教頭会では、激変する社会と教育改革の必然性について、より専門的な内容で講話が行われた。次期学習指導要領の柱とエージェンシーの進化について、文部科学省が画一的な授業から個別最適な学びへの転換と知識の統合による深い学びの実現を強調していることが説明された。評価の主体を教師から子どもへ移行し、自分の目的のためにやる学びへとシフトさせることの重要性が強調された。

教育 DX については、情報活用能力の抜本的向上と次世代の資質能力の育成に向けた取組が始まっていることが報告された。個別の知識や技能から総合的な理解へ、個別の思考力、判断力及び表現力から総合的な発揮へと発展させることの重要性が説明された。

GIGA 端末については、単に個人のペースで学ぶための道具ではなく、多様な情報や生成 AI を駆使し、自分なりに学びを深めるための道具としての役割が拡大していることが報告された。生成 AI については、都城市でガイドラインを作成中であり、大王小学校と小松原中学校が教員・

児童生徒ともに生成 AI を扱うパイロット校に指定されている。また、志和池学校校区では高等学校と連携して生成 AI の活用について学びを深める取組が行われていることが説明された。

実現可能性の確保と心理的安全性について、教職員の負担軽減による余白の創出と、子どもと対峙する時間の確保が重要であることが説明された。併せて、失敗を恐れずに挑戦できる環境作りの必要性が強調された。

意見（赤松委員）：子ども育てるためには先生方の力量向上が必要である。

回答（教育長）：生成 AI の活用や、従来の知識伝達型から将来を見通せる指導への転換が必要であり、これは県や市にとっても大きな課題である。校長先生方にはエージェンシーという言葉を使っているように、その浸透度を今後評価していく必要がある。

## 5.5 生徒指導状況報告

### 5.5.1 不登校・不登校傾向について

不登校および不登校傾向の児童生徒について、昨年度末で 595 名となり、前年度の 470 名から 125 名の増加となった。今年度は大きな転機として減少に向けて取り組んでいく方針が示された。また、最も不登校率の高い学校において、14 人の不登校生徒が現在 2 人に減少するなど、改善の兆しも見られていることが報告された。

### 5.5.2 暴力行為について

暴力行為については、小学校で生徒間暴力や器物破損が 3 件、中学校で生徒間暴力や対人暴力が 3 件発生したことが報告された。小学校の事案では感情抑制が困難な児童による事案があり、医療機関での対応も行われている。中学校の事案では遊びから発展した暴力や、注意を受けた際の感情的な行動による事案であることが報告された。

### 5.5.3 非行について

非行については 4 件が報告され、小学校 2 年生の万引き、小学校 6 年生の TikTok 動画撮影による迷惑行為、小学校 5 年生 3 名の夜間徘徊、小学校 5 年生のランドセル落下による危険行為が発生しており、中学校では再三報告されている女子生徒の夜間徘徊が継続していることが報告された。

### 5.5.4 交通事故について

交通事故については小学校で 4 件発生し、体育授業中の怪我や接触事故などが報告された。

#### 5.5.5 いじめについて

いじめについては、解消率が小学校 77%、中学校 64%となっている。小学校 5 年生の事案では日常的な通せんぼやマスクの剥ぎ取りなどが発生し、加害児童 3 人への指導が行われた。中学校 1 年生の事案では筆箱が隠される事案が発生したが、加害者は不明となっていることが報告された。

#### 5.5.6 虐待案件について

虐待案件については非公開とされた。

### 6. 議事

#### 6.1 報告第 29 号 都城市高城郷土資料館企画展「お城で七夕まつり」開催要項の制定について

説明（高城地域生活課長）：七夕の節句にちなみ、高城地区近隣の保育所、保育園、認定こども園、幼稚園等から七夕飾りを募集し、坂元郷土資料館で展示することで、資料館の PR 及び利用促進を図るものである。展示期間は令和 8 年 6 月 20 日から 7 月 12 日までの休館日を除く 20 日間で、期間中は資料館内に七夕飾りを設置し、希望者には短冊の記入と飾り付けを行っていただく。参加費は無料である。

質疑応答はなく、報告第 29 号は承認された。

#### 6.2 報告第 27 号 新市誕生 20 周年・島津発祥 1000 年記念事業「令和 8 年度都城島津伝承館特別展 都城島津氏の歩みと新『都城市』（仮）」開催要項の制定について

説明（都城島津邸館長）：「都城島津氏の歩みと新都城氏誕生」と題し、新市誕生 20 周年と島津発祥 1000 年を記念した展覧会を開催する。展示期間は令和 8 年 10 月 10 日から 11 月 23 日までの 37 日間で、徳川記念財団、陽明文庫、本妙寺等からの借用を実現し、県内で見ることでできなかった全国的に有名な歴史資料を展示する。

展示は 4 章構成で、「第 1 章 島津発祥の地・都城」、「第 2 章 島津と北郷の時代」、「第 3 章 豊臣政権と島津氏・北郷氏」、「第 4 章 『庄内の乱』から鹿児島藩へ」となっている。関連イベントとして講演会、読み語り、甲冑展示、いけばな展、茶道体験などを予定している。

質疑応答はなく、報告第 27 号は承認された。

### 6.3 議案第 7 号 新市誕生 20 周年・島津発祥 1000 年記念事業「令和 8 年度都城島津伝承館特別展 都城島津氏の歩みと新『都城市』（仮）」観覧料の設定について

説明（都城島津邸館長）：都城市都城島津邸条例第 8 条第 2 項に基づき、特別展の観覧料を設定するもので、観覧料は一般 500 円、大学生・高校生 400 円、中学生以下無料とし、団体料金は各 100 円引きとする。

質疑応答はなく、議案第 7 号は承認された。

### 6.4 報告第 28 号 令和 8 年度都城島津邸歴史講座・ガイド養成講座開催要項の制定について

説明（都城島津邸館長）：本館のボランティアガイドは現在 45 名在籍しているが、高齢化が課題となっている。令和 8 年度は歴史講座とガイド養成講座を一緒に開催し、期間は 8 月から 12 月の土曜日 5 回、定員 20 名でガイド入会希望者を優先とする。参加料は 1,000 円で、史跡巡りは別途料金を徴収する。

質問（高木委員）：ガイドの適正人数は何人か。

回答（都城島津邸館長）：現在 45 名の会員のうち実際に活動しているのは約半数で、各班 5 名程度ずつ 8 班編成している。各班 1、2 名ずつ増えると余裕が出てくる。

質問（岡村委員）：ガイド登録者数は 100%か。

回答（館長）：令和 6 年度、令和 7 年度ともに、ガイド養成講座受講者の登録率は 100%である。

意見（教育長）：先日受け入れを行った台湾の子どもたちの件について報告されるか？

説明（都城島津邸館長）：台湾の中学生 14 名が来館し、着付け体験を行った。男子生徒は剣道場、女子生徒は交流室で着替えを行い、校長先生も一緒に着付けを体験した。その後展示を見学し、本宅を案内して自由行動で写真撮影などを楽しんだ。

報告第 28 号は承認された。

### 6.5 議案第 6 号 都城市美術展運営実行委員会委員の委嘱について

説明（美術館長）：都城市美術展運営実行委員会設置要綱第 3 条の規定に基づき、令和 8 年度の委員として 18 名を委嘱する。新任委員として岡元 瑠菜氏（市秘書広報課、デザイン業務担当）と久保田 さらら氏（都城西高等学校書道教諭）を選任し、その他 16 名は再任である。任期は委嘱の日から令和 9 年 3 月 31 日までとなる。

質問（中原委員）：岡元氏は市の職員ということだが問題ないか。

回答（美術館長）：市の会計年度任用職員。確認したが問題はない。

質問（高木委員）：委員の年齢構成についてはどう考えているか。

回答（美術館長）：専門分野のバランスを図りながら委員を選任しているが、若い方の発掘が課題と感じている。

質問（高木委員）：実行委員が出展するケースもあるかと思うが、選考の面など問題ないか。

回答（美術館長）：実行委員は運営を担当し、審査は別の審査員 4 名が行う。

議案第 6 号は承認された。

#### 6.6 報告第 24 号 学校給食における食物アレルギー対応マニュアル策定委員会設置要綱の制定について

説明（学校給食課長）：平成 26 年 4 月に策定した現行マニュアルを、国の指針や県の手引きに沿った内容に改定するため、専門的知見を活用した策定委員会を設置する。委員会の任期は令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで、各団体から 1 名ずつ委嘱又は任命する。

主な見直し内容として、国の指針に示された食物アレルギー対応の大原則を基本的な考え方に据え、県の手引きを参考にした構成に見直しを行う。また、提供するかしないかの二者択一を原則とし、食物アレルギー発生時の対応についても記載する予定である。

意見（教育長）：国の指針は平成 27 年に策定されているが、すでに 10 年前のものとなる。指針が変更される可能性もあるため、国や県の動向を確認し、委員会で情報共有しながら進めていってほしい。

質問（高木委員）：スケジュールについて、3 月に各学校へ周知し 4 月から運用ということになるかと思うが、異動の時期でもあるため丁寧な説明が必要ではないか。

回答（学校給食課長）：4 月に入ってから再度周知を行いたい。また、委員会のメンバーに学校教育課や養護教諭部会、栄養教諭部会が含まれているため、効果的な伝達方法についても協議する。

報告第 24 号は承認された。

#### 6.7 報告第 25 号 都城市文化財保存活用地域計画作成協議会設置要綱の制定について

説明（文化財課長）：昨年度から取り組んでいる文化財保存活用地域計画の作成に向けて、有識者・関係者による協議会を設置する。委員は学識経験者、文化財所有者、関係団体等から 10 人以内で組織し、任期は、計画が文化庁長官の認定を受ける日まで（概ね 2 年）とする。

今年度は 3 回の会議開催、各地区でのワークショップ、住民アンケート等を予定している。来年度も 3 回の会議を開催し、令和 10 年度 7 月頃までに文化庁の認定を受ける予定である。

質問（高木委員）：これまで市の文化財保存活用地域計画は無かったのか。

回答（文化財課長）：これまで策定されていない。県内初の取組であり、宮崎市や延岡市もまだ策定していない状況。

報告第 25 号は承認された。

#### **6.8 報告第 26 号 国史跡大島島田遺跡附郡元西原遺跡史跡保存活用計画策定委員会設置要綱の制定について**

説明（文化財課長）：昨年度、公有地化が実現した郡元西原遺跡について、2 か年をかけて史跡保存活用計画を策定する。委員は学識経験者、関係機関・各種団体代表者から 8 人以内で組織し、任期は概ね 2 年である。古代末から中世と考えられる直角に折れた大溝が発見されており、島津の庄の現地経営に関わる施設であった可能性が高いとされている。

質問（中原委員）：報告第 25 号と報告第 26 号の関係性はどうか。

回答（生涯学習課長）：報告第 25 号は市全体の地域計画であり、報告第 26 号は大島島田遺跡附郡元西原遺跡に限定した計画となる。

報告第 26 号は承認された。

#### **6.9 議案第 4 号 都城市文化財保護審議会委員の委嘱について**

説明（文化財課長）：任期満了に伴い新たに委員を委嘱する。9 名は継続。植物分野の斉藤政美委員がご逝去されたため、後任として南九州大学教授・副学長の長江 嗣朗氏を新たに委嘱する。任期は令和 8 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日までの 2 年間である。

質疑応答はなく、議案第 4 号は承認された。

#### **6.10 議案第 5 号 都城歴史資料館運営委員会委員の委嘱について**

説明（文化財課長）：任期満了に伴い新たに委員を委嘱する。4 名全員が継続で、任期は令和 8 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日までの 2 年間である。

質疑応答はなく、議案第 5 号は承認された。

#### 6.11 報告第 23 号 令和 8 年度都城市はたちの集い開催要項の制定について

説明（生涯学習課長）：20 歳を祝い励ますとともに、社会人としての自覚を促し、愛郷心を醸成することを目的として「はたちの集い」を開催する。地区別及びきりしま支援学校、泉ヶ丘附属中学校、みやこんじょうエルカム会場で開催し、各実行委員会に業務委託する。

開催日時は令和 9 年 1 月 3 日から 11 日までの期間を「都城市における 20 歳を祝う期間」とし、具体的な日時は各実行委員会で決定する。対象者は平成 18 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までに生まれた者で、都城市在住及び出身者である。

前回実施のアンケート結果では、95%が非常に満足・ほぼ満足と回答し、式典時間については 84%が適切と回答している。

質問（高木委員）：地区の事情もあり会場として学校を使うこともあると思うが、学校側の負担になっていないか。他の社会教育施設やそれに代わる施設で実施するのが望ましいと思うがいかがか。

回答（生涯学習課長）：昨年度、妻ヶ丘地区が学校の体育館を使用したのが、はたちの実行委員の希望によるものであった。今後は社会教育施設の優先使用について実行委員会で話し合いたい。

意見（教育長）：教育委員会としては、社会教育施設を優先する方向でお願いしたい。

報告第 23 号は承認された。

#### 6.12 報告第 17 号 公益財団法人都城育英会評議員の推薦について

説明（教育政策課長）：宮田若奈前教育委員の退任に伴い、1 名の推薦依頼があった。任期は令和 8 年 6 月 1 日から令和 10 年 6 月末までの 2 年間。各教育委員の審議会等就任状況を勘案し、事務局案として高木かおる委員を推薦したい。

質疑応答はなく、報告第 17 号は承認された。

#### 6.13 報告第 18 号 専決処分した事務について（令和 7 年度の公文書公開請求及び保有個人情報

**報開示請求について)**

説明（教育政策課長）：令和 7 年度は公文書公開請求が 7 件、保有個人情報開示請求は 0 件であった。公文書公開請求の内容は、郡元西原遺跡の用地買収関係、文化財課委託業務関係、小中学校関連工事の金入り設計書などであった。

質疑応答はなく、報告第 18 号は承認された。

**6.14 報告第 19 号 専決処分した事務について(令和 8 年度会計年度任用職員の配置について)**

説明（教育政策課長）：4 月 1 日現在の定数は 94 名、再任用職員は 24 名、会計年度任用職員はフルタイム 3 名、パートタイム 326 名の総計 446 名である。配置数が多いのは教育政策課の小中学校事務補助、学校教育課の特別支援教育推進員、小中学校図書館サポーター、生涯学習課の地区公民館職員などである。

質問（岡村委員）：ALT コーディネーターの業務内容はどのようなものか。

回答（教育長）：住居確保や運転免許取得支援など、ALT の負担軽減のための支援業務。なお、JET プログラムで 8 月に 8 名の ALT が来日予定である。

質問（中原委員）：雇用人数と配当人数との違いは何か。

回答（教育政策課長）：配当人数は年間を通じて必要な人数、それに対し、雇用人数は 4 月 1 日現在の実際の雇用者数で、年度途中から採用する業務もあるため違いが生じている。

報告第 19 号は承認された。

**6.15 報告第 20 号 臨時代理した事務の報告及び承認について（令和 8 年度都城市教育支援委員会委員及び専門委員会委員の委嘱及び任命について）**

説明（学校教育課長）：教育支援委員 10 名、専門委員 28 名（支援員兼務 4 名含む）の委嘱および任命を行った。新規の教育支援委員は 3 名、専門委員は 11 名である。

質疑応答はなく、報告第 20 号は承認された。

**6.16 報告第 21 号 令和 8 年度小中一貫学力向上指定研究事業に係るコアティーチャーの選任について**

説明（学校教育課長）：16 中学校区から各 1 名ずつコアティーチャーを選任した。16 名中 14 名

が初めての選任で、5 中学校区が本年度の指定研究グループとなる。

質疑応答はなく、報告第 21 号は承認された。

#### **6.17 報告第 22 号 学校における働き方改革推進プラン（都城市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画）の策定について**

説明（学校教育課長）：4 月の定例教育委員会で提示したプランをさらにブラッシュアップした。全体構造図を追加し、働き方改革の目的、課題と対策、具体的取組、達成目標を明示した。令和 11 年度までに時間外在校時間 45 時間超の教職員の割合を 0%にすることを目標としている。新規取組として学期初めの午前中登校の実施、ストレスチェックの実施などが記載されている。

質問（赤松委員）：学期初めの午前中登校の実施状況はどうなっているか。

回答（学校教育課長）：全学校実施には至っていないが、各学校の判断で積極的に取り入れてもっており、今後効果検証を行う予定。

質問（高木委員）：PTA の協力や学校運営協議会の活用について。

回答（学校教育課長）：地域や保護者の協力は不可欠であり、学校運営協議会との連携を進めていきたい。

報告第 22 号は承認された。

### **7. その他（連絡事項）**

学校教育課から、今年度の中学生海外派遣事業を 7 月末から 8 月上旬に実施し、帰国報告会を 8 月中旬に実施予定であることが報告された。また、オーストラリアの中等学校生 27 名を受け入れる海外受入事業を実施し、令和 8 年 9 月 17 日 17 時半から都城市海外交流事業 10 周年記念式典を実施予定であることが報告された。

### **8. 今後の予定**

事務局から、5 月及び 6 月のスケジュールについて説明があった。

5 月 16 日：体育大会

5 月 22 日：教育研究所開所式

5 月 23 日：PTA 連絡協議会総会

5 月 29 日：宮崎県市町村教育委員会連合会総会（赤松委員出席）

6 月 4 日： 6 月定例教育委員会

## 9. 閉会

教育長から、令和 8 年 5 月定例教育委員会の閉会が宣言された。

署名委員

署名委員

書記

教育長